(仮称) まちづくり出前講座の名称に関するアイデアについて

市では、現在、まちづくりに関し、市民に理解してもらいたいこと、知ってもらいたいこと、まちづくりの担い手の育成などを目的として、市民の要望により、市職員が市民の行う集会や勉強会などに出向きテーマに応じた講座を実施する「出前講座」に関する仕組みづくりを進めています。

この出前講座の名称について、委員のみなさまから意見をいただければと思います。

1. 近隣市町村の出前講座の名称

自治体名	講座の名称	取りまとめ担当課
成田市	なりた知っ得出前講座	生涯学習課
四街道市	生涯学習まちづくり出前講座	社会教育課
印西市	生涯学習まちづくり出前講座	生涯学習課
白井市	白井なるほど行政講座	企画政策課
富里市	ふれあい講座	秘書広報課

2. 制度概要(案)

〇対象

市内在住、在勤、在学の者が10人以上集まる集会や勉強会 ただし、講座担当課が少数でも対応する場合はこの限りではない。

〇開催日時

12月29日から翌年1月3日を除く午前9時から午後9時まで

だたし、講座担当課における業務上 (繁忙期) の事情や講師を臨時職員が務めるため 勤務時間内のみの対応となる場合は、予め対応が可能な時間帯や期間を定めて実施でき るものとする。

〇申込方法等

申込者は、職員の派遣を希望する30日前までに講座担当課へ申込する。 開催場所の確保及び当日の司会進行は申込者が行う。

〇受付の処理

講座担当課において、申込者と協議し、開催日時等を調整のうえ、実施の可否を通知。

○実施の制限

下記の事由に該当する場合は、出前講座を実施しないこととする。

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
- ・政治、宗教又は営利を目的とした催し等に利用するおそれがあるとき
- ・行政批判又は苦情、個別要望等を目的としているとき

〇費用負担

職員の派遣に係る費用と通常の資料作成に係る費用は無料 申込者負担:会場の借り上げ料、原材料を伴う場合の原材料費、有償となる資料代

○結果報告

申込者は、講座修了後20日以内に受講結果を報告する。

○庶務

- ・出前講座の総括事務は市民部市民協働推進課で処理する。 ※出前講座に関する仕組みづくり(法令整備)、市民周知、開催実績などの取りまとめなど
- ・出前講座の申込の受付、実施の可否決定、講師派遣に係る事務は講座担当課で処理する。
 - ※出前講座の実施主体は、講座担当課とする。